

新潟県教育委員会教職員等の公益通報に関する要綱

平成18年7月3日制定

平成21年4月1日改正

令和4年6月7日改正

第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、教職員の職務遂行に当たっての法令違反について、これを知った教職員からの通報を受け付ける体制を整備し、違法な状態の発生防止や是正を図る等適切な措置を講ずることにより、公正な県教育委員会の運営に資することを目的とする。

第2 定義

- この要綱において「教職員」とは、教育庁本庁、出先機関、教育機関、県立学校に所属する教職員及び市町村立学校に所属する県費負担教職員並びに当該通報の日前一年以内に教育庁本庁、出先機関、教育機関、県立学校に所属した教職員及び市町村立学校に所属した県費負担教職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。）とする。
- この要綱において「公益通報」とは、県教育委員会の適法かつ適正な執行を期するために、教職員により行われる通報をいう。
- この要綱において「公益通報教職員」とは、公益通報を行う教職員をいう。

第3 通報窓口

教職員は、以下の表に定める職員又は別に指定する弁護士資格を有する者（以下「通報処理責任者」という。）に対して、公益通報を行うものとする。

所属区分	通報処理責任者
教育庁本庁、出先、教育機関の職員及び県立学校の教員以外の職員	教育庁総務課長
県立学校（特別支援学校を除く。）の教員	教育庁高等学校教育課長
県立特別支援学校の教員及び市町村立学校の教職員	教育庁義務教育課長

第4 公益通報対応業務従事者

- 教育長は、通報窓口において受け付ける公益通報に関して公益通報対応業務を行い、かつ、当該業務に関して公益通報職員を特定させる事項を伝達される者を、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。

2 従事者は、以下の表に定める職員をもって充てる。

所 属	公益通報対応業務従事者
教育庁総務課	課長補佐 職員係長 職員係主査、主任及び主事
教育庁高等学校教育課	参事 課長補佐 管理係長 管理主事
教育庁義務教育課	参事 課長補佐 管理企画係長 管理主事

3 教育長は、公益通報の調査、是正等のために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を従事者として定めることができる。この場合において教育長は、書面により、従事者となる者に対し従事者に指定した旨を通知するものとする。

第5 公益通報の対象等

- 1 教職員は、職務上の行為に関し、県教育委員会に係る法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実を知り得たときは、公益通報を行うものとする。
- 2 公益通報に際しては、当該公益通報に関する調査を的確に行うため、公益通報教職員は次の事項を明らかにして、親展文書（封書）又は電子メールにより、通報処理責任者に対し行うものとする。
 - (1) 氏名及び所属（当該通報の日前一年以内に教育庁本庁、出先機関、教育機関、県立学校に所属した教職員又は市町村立学校に所属した県費負担教職員が公益通報を行う場合にあっては、当該所属）。ただし、匿名による通報についても、実名による通報と同様に取扱うものとする。
 - (2) 連絡先
 - (3) 発生し、又は発生しようとしている法令違反行為等の内容
 - (4) 法令違反行為等を知った年月日
 - (5) 法令違反行為等の内容を知った経緯
 - (6) 法令違反行為等の内容を裏付ける資料の有無

第6 公益通報の受理

- 1 通報処理責任者は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、教育次長を通じて教育長に報告するとともに、公益通報教職員に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 第3に規定する弁護士資格を有する者は、上記1の規定による報告に当たり、第7に規定する調査の実施について意見を述べ、又は助言をすることができる。

第7 調査の実施

- 1 教育次長は、通報処理責任者から公益通報を受理した旨の報告を受けたときは、調査の必要性を十分に検討し、公益通報教職員の秘密保持に配慮しつつ、関係所属に対し、適当な期限を付した上で必要な調査を指示し、その報告を求めることにより調査を実施するものとする。
- 2 関係所属は、教育次長から調査の指示を受けたときは、公益通報教職員の秘密保持に配慮しつつ、速やかに必要な調査を行うとともに、その結果を遅滞なく教育次長に対し報告するものとする。
- 3 教育次長は、関係所属から調査結果の報告を受けたときは、その内容を教育長に報告するとともに、通報処理責任者に対し、遅滞なく通知するものとする。
- 4 通報処理責任者は、教育次長から調査結果の通知を受けたときは、その内容を公益通報教職員に対し、遅滞なく通知するものとする。

第8 調査結果に基づく措置の実施等

- 1 関係所属は、第7に規定する調査の結果、法令違反行為等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等をとるとともに、その内容を教育次長に報告するものとする。
- 2 教育次長は、関係所属からは是正措置等の報告を受けたときは、その内容を教育長に報告するとともに、通報処理責任者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 3 通報処理責任者は、教育次長からは是正措置等の通知を受けたときは、その内容を公益通報教職員に対し、遅滞なく通知するものとする。

第9 公益通報教職員の保護

- 1 公益通報教職員は、通報をしたことによって、いかなる不利益な取扱いも受けない。
- 2 正当な公益通報に係る文書及び公益通報教職員に関する情報は、非公開とする。
- 3 公益通報教職員は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、通報処理責任者に対しその旨の通報を行うことができる。

第10 関係事項の公表

教育長は、毎年度、公益通報の件数等必要と認める事項を公表するものとする。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。